



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 日本無線株式会社
代 表 者 代表取締役社長 諏訪頼久
(コード番号 6751 東証第 1 部)
問合わせ責任者 取締役執行役員管理本部長
荒井 学
(TEL 0422-45-9774)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした現行定款第 7 条 (株券の発行) 及び第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) の単元未満株券不発行に関する規定ならびに第 10 条 (単元未満株式についての権利) の実質株主及び第 11 条 (株主名簿管理人) の実質株主名簿の用語について削除するとともに、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過するまでこれを作成して備え置かなければならないことから、経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。
- (2) その他、条文の新設および削除に伴い条文の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上

別 紙

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>第 7 条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 8 条 (自己株式の取得) (記載省略)</p>	<p>第 7 条 (自己株式の取得) (現行どおり)</p>
<p><u>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 (削 除)</p>
<p>第 1 0 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</p>	<p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</p>
<p>第 1 1 条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>) および株券喪失登録簿の作成<u>ならびに</u>備置きその他の株主名簿<u>および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第 1 0 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿の作成<u>および</u>備置きその他の株主名簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	(以下、条数を繰り上げる)
第12条～第42条 (記載省略)	第11条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u>